		ロ　積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域の電線及び電気部品は、損傷がないものであり、かつ、防爆型のものとするか、又は完全に絶縁された状態とすること。ただし、積載場所とガス密の隔壁で仕切られ、当該場所に直接通じていない機関室については、この限りでない。 十一　積載場所及び当該場所に隣接する区画における喫煙及び裸火の使用を禁止し、その旨を目立つ場所に表示すること。 十二　積載場所及び当該場所に近接する区画における火気使用工事その他の着火源を発生する作業を禁止すること。 十三　船積みを行う際には、貨物を１m以上の高さから落下させないこと。 十四　貨物の表面にガスポケットを形成させないこと。 十五　船積み時に、貨物の表面が十分に平坦となるよう荷繰りすること。 十六　積載場所に通じるケーシングは十分にシールすること。 十七　船積み後に積載場所のハッチは直ちに密閉すること。 十八　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 十九　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 二十　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 二十一　航海中は積載場所を通風しないこと。 二十二　次に掲げる事項を積載場所に入ることなく計測するための機器を船舶に備えること。 イ　積載場所の空気中のメタン濃度 ロ　積載場所の空気中の酸素濃度 ハ　積載場所の空気中の一酸化炭素濃度 ニ　積載場所のビルジのＰＨ値 二十三　前号に掲げる事項を計測するための機器は定期的に点検・校正され、乗組員は当該機器を使用できるよう訓練されていること。 二十四　貨物から発生するメタン及び一酸化炭素が積載場所に隣接する閉鎖区域に蓄積しないよう当該区画を通風し、定期的に当該区画の空気中のメタン、酸素及び一酸化炭素の濃度を計測すること。 二十五　積載場所の貨物の表面の空気中のメタン、酸素及び一酸化炭素の濃度を少なくとも一日に一回以上計測し、記録すること。 二十六　航海中は積載場所に立ち入らないこと。 二十七　積載場所において定期的にビルジのＰＨの計測を行い、その結果、ビルジウェルの腐食の危険性があると判断した場合は、積載中はビルジウェルにビルジが蓄積しないようにすること。		
			二十八　積載場所の貨物の表面の空気中のメタン又は一酸化炭素の濃度又は温度の上昇その他の兆候が現れた場合、船長は、船舶所有者等にすみやかに連絡するとともに、次に掲げる事項を行うこと。 イ　積載場所が密閉されていることを確認し、当該場所への立入り及びハッチの開閉を行わないこと。 ロ　やむを得ず作業従事者が積載場所に立ち入った場合は、当該場所を出た後直ちに密閉し直すこと。 ハ　積載場所の空気中のメタン、酸素及び一酸化炭素の濃度の計測の頻度を増やすこと。 ニ　以下の情報を船舶所有者等に提供すること。 ⑴　貨物を積載する船倉の数及び貨物の量 ⑵　積載場所の空気中のメタン、酸素及び一酸化炭素の濃度の計測結果 ⑶　貨物の温度並びに計測の時刻及び方法 ⑷　貨物の説明及び注意事項 ⑸　船積み作業の日付及び陸揚げ予定港への到着予定日時 二十九　陸揚げ直前及び陸揚げ時は、次に掲げる事項を行うこと。 イ　積載場所は、陸揚げ開始まで密閉しておくこと。 ロ　積載場所に立ち入る場合は、貨物の表面の空気中の炭酸ガス、一酸化炭素及び酸素の濃度を計測すること。 ハ　空気中の酸素濃度が20.7％より低い積載場所に立ち入る場合は、自蔵式呼吸具（船舶の消防設備の基準を定める告示（平成14年運輸省令第516号）第三十二条第二項各号に掲げる要件に適合するものをいう。）を装着すること。 三十　陸揚げ時に積載場所で貨物に高温の部位が発見された場合は、当該部位に水を噴霧し、すみやかに取り除き、残りの貨物から離して埠頭に置くこと。 三十一　陸揚げを８時間以上中断する場合は、積載場所のハッチ及び通気口を閉鎖すること。 三十二　陸揚げ後は、積載場所のビルジウェル及び排水口を点検し、閉塞物を除去すること。
		チャコール	CHARCOAL	一　可燃性物質類（等級4.1）として隔離すること。 二　油分を含む物質と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 三　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。 四　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 五　雨中において荷役作業をしないこと。 六　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 七　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 八　可燃性物質類（等級4.2）の貨物はばら積みして運送しないこと。